

# 令和7年度 第1回 調布飛行場諸課題検討協議会

## 次 第

■日時：令和7年5月23日（金曜日）14時15分～

■場所：調布飛行場ターミナル2階防災会議室

■議事：

- 1 令和6年度関連事業実績及び令和7年度関連事業について
- 2 自家用機分散移転に向けた取組について
- 3 その他の確認事項について
  - ・調布飛行場の整備に係る検討について
  - ・墜落事故風化防止の取組について
  - ・島しょ物産展の開催報告

**資料1 令和6年度関連事業実績及び令和7年度関連事業について**

## 1. 移転促進補助制度について

### (1) 令和6年度の実績

令和5年10月31日に策定・施行した移転促進補助制度を運用

#### ① 補助対象者

調布飛行場に自家用機の航空機登録があり、調布飛行場から移転を行う機体の所有者等（※）  
分散移転の個別交渉の場で、対象者に周知

※調布飛行場運営要綱の規定に基づき、機体ごとに事前に登録している「操縦者」及び「搭乗者」も含む

#### ② 補助対象経費

対象経費	想定経費
① 交通費	○公共交通機関利用の場合 ⇒ 実費負担額 ○自家用車利用の場合 ⇒ 22円※×移動距離（km） ※他事例を参考に設定
② 資機材購入費	移転に伴い必要となる工具、整備機材、消耗品
③ 資機材輸送費	移転先への資機材輸送費
④ その他	自家用機所有者との協議による ※対象航空機を輸送するための整備・点検、操縦費等を想定

#### ③ 補助期間

移転した日が属する会計年度1年間（②、③、④）。

ただし、①交通費については移転した日が属する会計年度から5年間交付申請可とする

#### ④ 令和6年度執行額

執行なし（予算額：1,000万円）

### (2) 令和7年度の取組

令和7年度も引き続き運用（予算額：1,000万円）

## 2. 航空機航跡調査について

- 概要 調布飛行場を離陸する航空機がAIP（航空路誌）に定められた飛行方法を行っているか確認するため、ADS-B（放送型自動従属監視）やPSSR（受動型二次監視レーダー）、航空機の離陸映像の解析（R6新規）により、飛行経路を調査

※AIPにより定められている飛行経路

- 滑走路35からの離陸機（北に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点からJR中央本線の間で左右に変針
- 滑走路17からの離陸機（南に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、中央自動車道から多摩川の間で左右に変針

### (1) 令和6年度の実績

#### ① 調査日

1回目：令和6年10月29日から11月5日まで

2回目：令和7年1月7日から1月13日まで

#### ② 調査結果の概要（詳細は次頁）

- 2回の調査結果において、AIPに定められた飛行方法を遵守して離陸していることを確認（運航者への指導の成果と認識）
- PSSR（受動型二次監視レーダー）による航跡の捕捉率が低いことを確認

#### ③ 調査結果の取扱い 三市と協議のうえ公表

#### ④ 契約額 約1,030万円（令和6年度調布飛行場離陸機航跡調査委託）

### (2) 令和7年度の取組

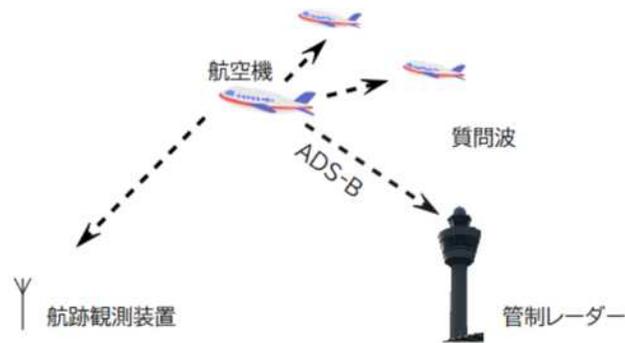
- 引き続き、夏季、冬季に各1週間程度の計測を予定（予算額：2,000万円）
- ADS-Bと映像による調査を実施

## 【令和6年度調査】

### (1) 調査方法

3つの方法を組合せて、航空機の航跡を調査した。

#### 方式1：ADS-B (放送型自動従属監視)



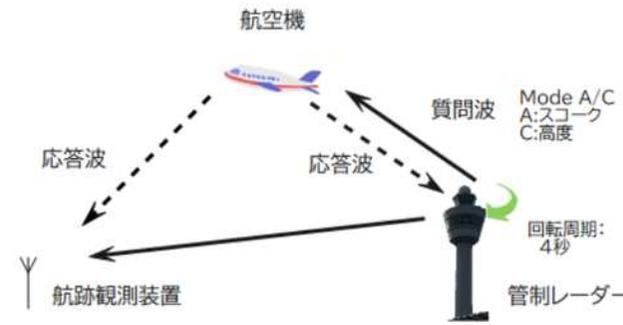
本測定      管制システムの通信

(原理)  
航空機が自ら発するGPSの情報を観測して航跡を確認

(特徴)  
正確な位置情報を高頻度で観測可能

ADS-Bを搭載している航空機は少ない

#### 方式2：PSSR (受動型二次監視レーダー)

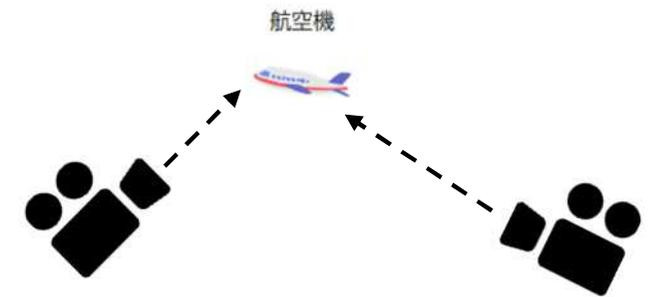


本測定      管制システムの通信

(原理)  
管制からの質問波と、それに対する航空機の応答波を観測し、その時間差から航跡を確認

(特徴)  
電波が観測できれば、ほぼ全ての航空機の位置情報を観測可能  
調布飛行場から距離がある立川飛行場の管制レーダーを使用するため、測定誤差に課題

#### 方式3：映像



(原理)  
複数のカメラにより航空機を撮影し、映像の情報から航跡を確認

(特徴)  
すべての航空機の位置情報を観測可能

一方、映像の解析に時間を要することから速報性が低い

(2) 1回目調査結果（令和6年10月29日から11月5日）

- 全ての離陸機について、いずれかの方式で航跡データを取得できた（100%：124/124）  
方式別の特徴は以下のとおり
  - 方式1（ADS-B）は、対応機器の搭載機体が少なく、捕捉率が低い（約28%：35/124）
  - 方式2（PSSR）は、電波を観測できた機体が少なく、捕捉率が低い（約41%：51/124）
  - 方式3（映像）は、全ての離陸機航跡を捕捉（100%：124/124）
- AIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを確認した。

$$\text{※捕捉率 (\%)} = \frac{\text{離陸機の航跡捕捉数}}{\text{観測期間中の離陸機数}}$$

複数方式で観測した同一フライトの例

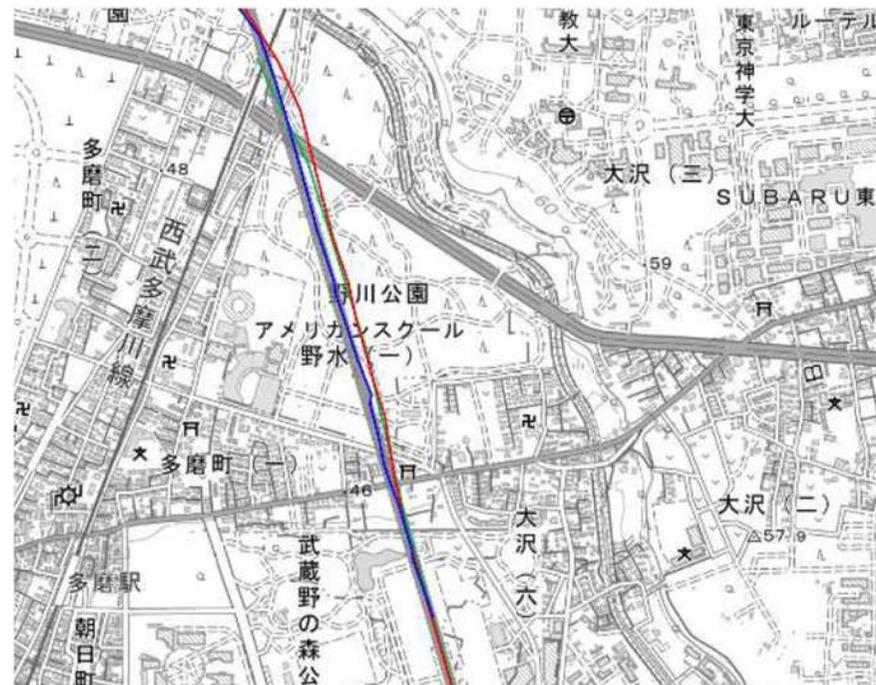


(3) 2回目調査結果 (令和7年1月7日から1月13日)

- 全ての離陸機について、いずれかの方式で航跡データを取得できた (100% : 133/133)  
方式別の特徴は以下のとおり
  - 方式1 (ADS-B) は、対応機器の搭載機体が少なく、捕捉率が低い (約38% : 50/133)
  - 方式2 (PSSR) は、電波を観測できた機体が少なく、捕捉率が低い (約42% : 56/133)
  - 方式3 (映像) は、全ての離陸機航跡を捕捉 (100% : 133/133)
- AIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを確認した。

$$\text{※捕捉率 (\%)} = \frac{\text{離陸機の航跡捕捉数}}{\text{観測期間中の離陸機数}}$$

複数方式で観測した同一フライトの例



### 3. 調布飛行場整備検討について

#### (1) 令和6年度の実績

##### ・ 調布飛行場整備検討会の実施

##### ①整備検討会の概要

都営化から30年が経過し、調布飛行場を取り巻く社会情勢等が大きく変化するなか、今後の飛行場に求められる役割を把握し着実に果たしていくために、令和6年度から2箇年で、「調布飛行場整備基本方針及び同基本計画」に関する都庁内検討を学識経験者（3名）を含め実施

- ・ 調布飛行場に関する資料収集・整理
- ・ 調布飛行場関係者へのインタビュー
- ・ 必要機能、配置条件の検討

##### ②検討会開催実績

第1回検討会：令和6年11月7日

第2回検討会：令和7年1月28日

第3回検討会：令和7年3月13日

※検討会資料及び議事要旨は、港湾局ホームページで公開

#### (2) 令和7年度の取組

引き続き、調布飛行場整備検討会での議論をはじめ、検討を実施（予算額：2,000万円）

- ・ 調布飛行場の整備に関する検討
- ・ 調布飛行場運用ルールの検討

#### 4. 分散移転検討調査について

##### (1) 令和6年度の実績

以下の調査を実施

##### ① 調査内容

大島空港において、より一層自家用機を受け入れる体制を整えるため、新たな格納庫の整備用地等について検討

##### ② 調査結果

- ・ 大島空港内に新たに2つの格納庫を設けるスペースがあることを確認  
※既存の格納庫と合わせて自家用機17機分全て収容可能
- ・ 格納庫の配置計画（既存施設の移転検討含む）、アクセス通路（取付勾配等の検討）、制限表面の確認

##### ③ 契約額

約1,540万円（令和5年度大島空港・調布飛行場機能改修予備設計（5-6債務））

大島空港格納庫



## 資料2 自家用機分散移転に向けた取組について

## 1. 自家用機所有者との協議状況について

自家用機所有者に対して、分散移転に向けた取組の一つとして移転交渉を実施

### (1) 移転交渉の対象者

調布飛行場に自家用機の航空機登録をしている機体（17機）の所有者

※所有者区分：企業10機、団体5機、個人2機

### (2) 移転交渉の経緯

- ・令和4年度から自家用機所有者との個別交渉を実施
- ・令和6年度に移転に向けた検討の意向を示した1機について、移転に向けた交渉を現在も継続中  
上記以外の16機についても交渉を実施、これらの所有者は移転困難と主張

### (3) 令和7年度の移転交渉の実施方法

- ・自家用機所有者に対して、東京都港湾局離島港湾部職員が移転交渉を実施（対面方式又はオンライン方式）
- ・これまでの移転支援策【移転促進補助制度の運用、大島空港の環境整備（格納庫、給油施設、訓練飛行）】の内容を改めて説明するとともに、航空機整備事業についても説明し、移転を強く促す。
- ・年間を通して、継続的に移転交渉を実施

### (4) 移転交渉状況

航空機整備事業者決定後、令和7年3月末に自家用機所有者のうち2者と交渉を実施

- 両者とも、大島空港での航空機整備事業者が取組む具体的な内容を明らかにしてほしいと発言
- 航空機整備事業者と移転支援策の内容を協議し、移転交渉に臨む

## 2. 大島空港の移転環境の整備について

都は、大島空港を有力な移転候補地として、以下の取組を実施  
利用状況は、以下のとおり

### ① 格納庫

令和3年6月14日に施工完了、同6月25日から使用開始

使用開始以降、令和7年4月末までに累計897日の利用あり（うち調布登録機324日利用）

### ② 給油施設

令和6年3月14日に施工完了

同5月16日のAIP改定を経て、同日から使用開始

使用開始以降、令和7年4月末までに24件のAVGAS給油利用あり（調布登録機利用なし）

### ③ 訓練飛行

自家用機や、定期便以外の事業用機等に対して、令和6年4月18日から大島空港での訓練飛行の実施を許可  
許可以降、令和7年4月末までに21件の利用あり（うち調布登録機19件）

### 3. 大島空港格納庫における航空機整備事業の実施について

- 都は、調布飛行場の自家用機分散移転等を目的として、大島空港にて格納庫や給油施設等の整備、飛行訓練の承認など自家用機の受入拡大に向けた取組を推進
- この一環で、令和7年度から大島空港格納庫を活用して、都が選定した事業者が航空機の整備を行う  
※事業者が都から格納庫の一部を借受けて航空機整備事業等を実施  
(11/18募集要項公表、1/22応募受付終了(応募団体数:2団体)、2/28選定委員会開催、3/18結果公表)  
⇒事業開始の準備中

#### 事業の概要

- ✓ 航空機の整備(格納庫内の概ね1/4のスペースを使用して実施)
- ✓ 航空機のけん引
- ✓ 自主事業(調布飛行場自家用機の分散移転又は大島空港及び地域の活性化に資する事業)



格納庫(外観)



格納庫内

募集要項の主な内容（11/18公表）

(1)応募資格

- ・航空整備士の資格を有する従業員が在籍し、現に航空機整備事業を営む実績等を有する法人等であること。
- ・東京都から指名停止を受けていないこと、税金を完納していること、暴力団等関係者でないこと等

(2)事業者の負担

- ・格納庫使用料：月額123,700円（事務室、トイレ等を除く）
  - ・格納庫の使用に当たり発生する光熱水費、清掃費及び消耗品費
- ※事業実施に当たり発生する費用はすべて事業者が負担

(3)応募方法

所定の応募書類を作成し、持参又は郵送により都に提出  
 【提出日時】令和7年1月20日9時～令和7年1月22日17時  
 ※書類提出前に質問受付、希望に応じて現地見学の対応を予定

(4)選定方法

行政委員及び外部委員で構成する「選定委員会」を設置し、以下の審査基準に基づき審査を行い事業者を選定

	審査項目	配点
審査基準	①事業主体(航空機整備事業の運営実績、事業基盤及び財務内容)	50
	②管理運営(運営方針、コンプライアンス、収支計画、管理体制、安全管理)	50
	③利用者サービス(料金設定、利用者サービス向上に資する取組があるか等)	50
	④東京都事業への貢献(大島空港及び地域の活性化に資する取組の提案があるか、調布飛行場自家用機の移転に資する取組の提案があるか)	50

選定委員会の実施 (2/28)

2/28に選定委員会を開催し、応募のあった2団体について、書類審査及び事業者ヒアリング等の審査を行い、事業者を決定（結果は3/18に公表）

(1)審査項目、各応募者の得点状況

審査項目	配点	団体①	団体② (選定事業者)
①事業主体	200	112	148
②管理運営	200	116	132
③利用者サービスの向上	200	130	126
④東京都事業への貢献	200	128	152
<b>合計</b>	<b>800</b>	<b>486</b>	<b>558</b>

(参考) 選定委員会メンバー

委員長	東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長
委員	東京都大島支庁港湾課長
	公認会計士
	東京都立産業技術高等専門学校 准教授

※審査結果は、委員4名の採点結果の合計

(2)選定した事業者

大島航空事業協同企業体

代表団体：エアロファシリティ株式会社

構成団体：株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

(3)選定理由

- ・他空港における航空機整備事業の十分な運営実績、事業基盤や財務内容が強固
- ・適正な管理運営体制、安全管理体制の確保
- ・調布飛行場自家用機の移転促進に資する具体的で優れた提案
- ・地域の活性化に資する提案

#### 4. 新たな移転先確保のための取組状況について

- ・ 過年度から引き続き、関東近郊にある空港等の管理者に対して調査を実施
- ・ 令和7年度は、関東近郊以外の空港等にも調査範囲を拡大

##### (1) 調査の実施対象

日本各地の飛行場の管理者

##### (2) 調査時期

令和7年4月～

##### (3) 調査方法

電話による状況確認（常駐機の受入れ可能性、受入れ可能機体数について確認）

※各空港等の管理者に対して東京都港湾局離島港湾部職員がヒアリングを実施

##### (4) 調査結果の概要

令和7年4月時点で関東近郊に所在する飛行場（10箇所）の調査を実施

- 2箇所（大利根飛行場、竜ヶ崎飛行場）にて常駐機の受入れ可能性があることを確認
- ただし、令和7年4月時点で駐機スポットの空きは無し

##### (5) その他

- ・ 各空港に関する状況確認に継続的に取り組む
- ・ 自家用機所有者との継続的な協議を行う中で、必要に応じて更なる他空港に関する状況確認等を実施予定

## 5. 自家用機分散移転推進委員会における検討状況について

令和7年2月25日に令和7年度第2回幹事会を開催した。

令和6年度第2回調布飛行場自家用機分散移転推進委員会 (幹事会)	
日時：令和7年2月25日(火) 午前11時00分から 会場：リモート開催	
1 開会	
2 議題	
○令和6年度関連事業について	資料1
○令和7年度関連事業について	資料2
○大島空港格納庫における航空機整備事業の実施について	資料3
3 その他	
4 閉会	

## 6. 取組スケジュールについて

調布飛行場に係る取組（令和7年4月～令和8年4月）

内容		令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月 以降	
地元市	諸課題検討協議会	担当者 連絡会	協議会					担当者 連絡会	協議会			担当者 連絡会		担当者 連絡会	
移転 交渉	分散移転 推進検討会					個別交渉を中心に行うため、状況に応じて実施									
	個別交渉	全自家用機所有者との協議（すべての自家用機所有者と個別交渉するとともに、移転を検討している所有者と重点的に協議）													
調査	他空港移転関連	継続的に他空港の情報を収集し、移転交渉に活用													
促進策 移転	移転促進補助								運用						
	大島空港 飛行訓練承認								運用						
	大島空港 整備事業実施	事業開始時期は 事業者と調整中									運用				
施設 整備	大島空港 給油施設								運用						
その他	航空機航跡調査			契約手続き			★ 契約	調査							
	飛行場整備検討			★ 第4回 検討会（時期調整中）		都としての整備方針検討									

### 資料3 その他の確認事項について

## 1. 調布飛行場の整備に係る検討について

### (1) 目的・概要

- 国から引き継いだ、飛行場管理事務所・管制塔（タワー）等の老朽化（築40年超）への対応が必要
- 都営空港化から30年が経過する中で、調布飛行場を取り巻く社会情勢等は大きく変化
  - 離島航空路線を維持した上で、老朽化した施設を建替える機会を捉えて、調布飛行場整備方針・整備基本計画（平成8年度策定）に基づく今後の調布飛行場に求められる役割を改めて把握・整理し、着実に果たしていくため、整備方針の検討を実施

### (2) 調布飛行場整備検討会

老朽化への対応と、今後の調布飛行場に求められる役割とその実現に向けた取組を検討するため、学識経験者等を委員とする検討会を設置

	日程	内容
第1回	令和6年11月7日	飛行場、飛行場周辺環境等の状況整理
第2回	令和7年1月28日	インタビュー調査結果① 飛行場各種施設の状況
第3回	令和7年3月13日	インタビュー調査結果② 飛行場に必要な役割・機能
第4回	調整中	提言とりまとめ

### (3) 検討会資料

検討会終了後、港湾局webページに掲載予定（第3回まで掲載済）

## 2. 墜落事故風化防止の取組について

### (1) 港湾局長による安全管理の取組の確認等

田中新局長が、4月8日に調布飛行場管理事務所において、安全管理の取組について確認を行うとともに、「安全の誓い」碑の前で、「今後も事故のない飛行場運営に取り組んでいく」ことを誓い、黙とうを捧げた。



### (2) 令和7年度部転入者研修

小型飛行機墜落事故の風化を防ぐため、事故の概要や事故後の都の取組に関する部転入者研修を4月25日に実施

### (3) 空の安全月間・7月26日弔意表明の実施

7月を「空の安全月間」と定め、都営空港を管理運営するに当たっての安全意識の徹底を図るとともに、事故の風化防止の取組を実施予定。安全月間の取組の一環として、

- ・ 7月に事故の風化防止のための局悉皆研修を実施予定
- ・ 調布飛行場関係者及び港湾局職員が黙とうを実施予定

調布飛行場内に設置した安全の誓い碑



#### 安全の誓い

平成27年に発生した小型飛行機墜落事故を教訓に、我々は、安全運航への強い意志を持ち続け、空港及び周辺地域の安全確保に努めてまいります。

### 3. 島しょ物産展の開催報告

調布飛行場ターミナルを活用した島しょ物産展を開催したところ、地元を中心に600名超のお客様が来場し、販売品のほとんどが完売するほど大盛況だった。

#### (1) 開催概要と実績

- ◆ 実施日 令和6年11月24日(日)
- ◆ 場所 調布飛行場ターミナル2階
- ◆ 販売品 島酒、椿油、天然塩、パッションフルーツ  
くさや、明日葉、などの加工品を45品目
- ◆ 実績
  - ・ 来場者数 : 608名

<参考> 令和5年度開催時の実績

- ・ 来場者数 : 467名

#### (2) 広報実績

- ◆ 広報誌
  - ・ 広報東京都
  - ・ 市報ちようふ
  - ・ 広報ふちゅう
  - ・ 広報みたか
  - ・ コミュニティおおさわ
- ◆ SNS
  - ・ 都インフラX
  - ・ 都島しょX
  - ・ 都観光X
  - ・ 東京諸島観光連盟X
  - ・ 東京都LINE
  - ・ 東京都HP



▲ お客様の長蛇の行列



▲ 11島から45品目を販売



▲ デッキでドルニエを眺めるお客様



▲ 抽選会の様子



▲ 移住定住相談コーナー

## 調布飛行場諸課題検討協議会設置要綱

### (設 置)

第1 調布飛行場の諸課題を機動的・効率的に解決するため、調布基地跡地関連事業推進協議会設置要綱第6に基づき、課題別協議会として、調布飛行場諸課題検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議・調整する。

- (1) 調布飛行場の安全対策の強化について
- (2) 調布飛行場の管理運営の一層の適正化について
- (3) その他必要と認められる事項について

### (構 成)

第3 協議会は、関係部署の部長級職員及び課長級職員で構成し、別表1の通りとする。

### (会 議)

第4 協議会は、構成員の求めに応じて開催する。

- 2 協議会に必要あるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 協議会は、協議・調整を行った事項について、「調布基地跡地関連事業推進協議会幹事会」に報告するものとする。

### (庶 務)

第5 協議会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部計画課が務める。

### (そ の 他)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議のうえ定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。(17港島計第61号)

### 附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。(24港島計第28号)

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。(平成28年3月10日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。(令和4年5月18日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。(令和5年5月19日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。(令和6年5月20日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。(令和7年5月23日開催の諸課題検討協議会了承)

## 別表1

- (1) 三鷹市企画部長
- (2) 三鷹市企画部企画経営課長
- (3) 府中市政策経営部長
- (4) 府中市政策経営部政策課基地跡地担当主幹
- (5) 調布市行政経営部長
- (6) 調布市行政経営部次長
- (7) 調布市行政経営部副参事(企画調整担当)
- (8) 調布市行政経営部企画経営課長
- (9) 東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長
- (10) 東京都港湾局離島港湾部島しょ空港整備推進担当課長
- (11) 東京都港湾局離島港湾部島しょ空港管理専門課長
- (12) 東京都調布飛行場管理事務所長
- (13) 東京都港湾局離島港湾部航空保安担当課長